保護者の皆様へ

足立区立東綾瀬中学校 校長 清野 正

新型コロナウイルス感染対策の徹底について

日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、政府は首都圏1都3県を対象とする緊急 事態宣言発令の検討に入り、今週末にも宣言が発令される見込みです。

つきましては、足立区教育委員会の指示に基づき、学校における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、下記により基本的な感染症対策を一層徹底してまいりますので、引き続き、ご理解ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

記

1 学校教育の基本方針

○ 感染防止対策を徹底しながら学校教育を継続する。

2 生徒に対する指導

- (1) 基本的な感染症予防策の徹底
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)
- 毎朝検温、健康観察(体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養)
- 教室等における密集の回避(生徒等同士の間隔を1m以上確保)
- 30分に5分、もしくは1時間に5~10分適宜換気を行う。
- 可能な場合は窓、出入り口等を常時または適宜開放する。
- 授業終了後は速やかに帰宅する。
- (2) 学習活動について
- 緊急事態宣言解除まで、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い 学習活動は行わない。
- (例)・グループや少人数等での話合い活動
 - ・音楽における歌唱の活動や管楽器(リコーダー等)を用いる活動
 - ・家庭科における調理実習
 - ・体育における身体接触を伴う活動(マット運動、球技におけるゲーム、 武道における攻防など)
 - ・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

(3) 部活動について

○ 緊急事態宣言解除まで、全ての部活動は中止する。大会・コンクールへの 参加、対外試合・合同練習等の実施についても中止する。

(4) 学校行事について

- 緊急事態宣言解除まで、生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事、修 学旅行等の宿泊を伴う行事や校外での活動は中止する。
- 緊急事態宣言解除までは、学校公開をしない。

(5) 給食について

- 食事の前後の手洗いを徹底する。
- 食事中は、飛沫を飛ばさないよう、机を前向きにし、会話は控える。

(6) 休み時間について

- お互いの体が接触する遊びを行わないようにする。会話をする際にも、一定の距離(1m以上)を保つ。
- 遊具や本などの共有物を触った手で目・鼻・口等を触らない。また、使用後 に石けん等で手を洗う。
- トイレ休憩については、廊下等で滞留しないようにする。また、トイレ使用 後の手洗いを徹底する。

(7) 清掃活動について

- 当該場所の利用頻度によって簡易清掃にしたり、清掃回数を減らしたりする。
- マスクを着用し、清掃箇所のドアや窓を開け、換気した状態で行う。
- 掃除用具を触った手で目・鼻・口等を触らない。清掃終了後に石けん等を使 用して手洗いを行う。
- 共用した清掃用具は、清掃活動終了後に必要に応じて消毒する。

(8) 登下校について

- 原則としてマスクを着用する。ただし、屋外で十分な距離(前後左右1m以上)が確保できる場合は、マスクを着ける必要はない。
- 登下校中、できるだけ会話や発声をしないようにする。
- 登下校時の水筒の飲水について、転倒や交通事故等の危険が伴うため、周囲 の安全を確認した上で、必ず止まった状態で飲む。

3 ご家庭でお願いしたい感染症対策

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)
- 毎朝検温、健康観察(ご家族に何らかの症状が見られる場合は、お子様も無理せず休養させてください。)
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒
- タオルなどを共用しない。
- 20時以降の不要不急の外出は避ける。
- 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、休日等もステイホームする。
- 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方は、会食を 極力控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時 には、手洗いや消毒などを徹底する。

4 その他

今後の新型コロナウイルス感染症拡大状況及び、社会情勢を鑑み、必要に応じて、 随時、教育活動の見直しを行う可能性がございますので、ご理解ご協力のほど、ど うぞよろしくお願いいたします。

(担 当)

副校長 鈴木 政宏 電話(3605)6565